

令和2年4月吉日

ご利用者様

社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所
二見居宅介護支援事業所
小俣居宅介護支援事業所

当事業所における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

平素は、本会の事業運営にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、みだしのことにつきまして、4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出されたことや、県内でも新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることをふまえ、国（厚生労働省）や県・市から感染拡大防止に向けた通知が出ています。

ご利用者様、ご家族様におかれましても、下記の点にご留意いただきたいと思いますので、ご連絡させていただきます。

記

- ①居宅介護支援事業所は、原則、訪問を控え（アセスメント・サービス担当者会議・モニタリング等）、電話やFAX等による対応に替えることといたします。但し一律に訪問を実施しない訳ではなく、ケアプランの変更が必要な場合等、必要に応じて訪問するかどうかをご相談し、訪問を実施する場合は検温・マスク着用・手洗い・換気等十分な感染症対策を行った上で行います。
- ②三重県は、生活の維持に必要な場合を除く県内・県外への移動の自粛をお願いしています。特にご利用者様には特定警戒都道府県（※）から来られた方や親族との接触、あるいは特定警戒都道府県へ外出された場合は、必ずご連絡をお願いいたします。その場合は、発熱・感染の有無にかかわらず、サービスのご利用をお控えいただくことについてご相談させていただく場合があります。
- ③周辺地域での感染拡大が確認された場合には、やむを得ず予定されていたサービスの提供を中止する場合も想定されます。

一日でも早く、事態の収束を願うと共に、感染拡大の予防に努め、安心して過ごしていただけるよう尽力してまいります。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

※特定警戒都道府県（令和2年4月20日現在）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府